

立川市道 1 級 1 号線電線共同溝整備工事請負変更契約

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年立川市条例第 68 号）第 2 条の規定による。

立川市道1級1号線電線共同溝整備工事請負変更契約

立川市道1級1号線電線共同溝整備工事請負契約（令和5年6月26日議決、立川市議案第58号）を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

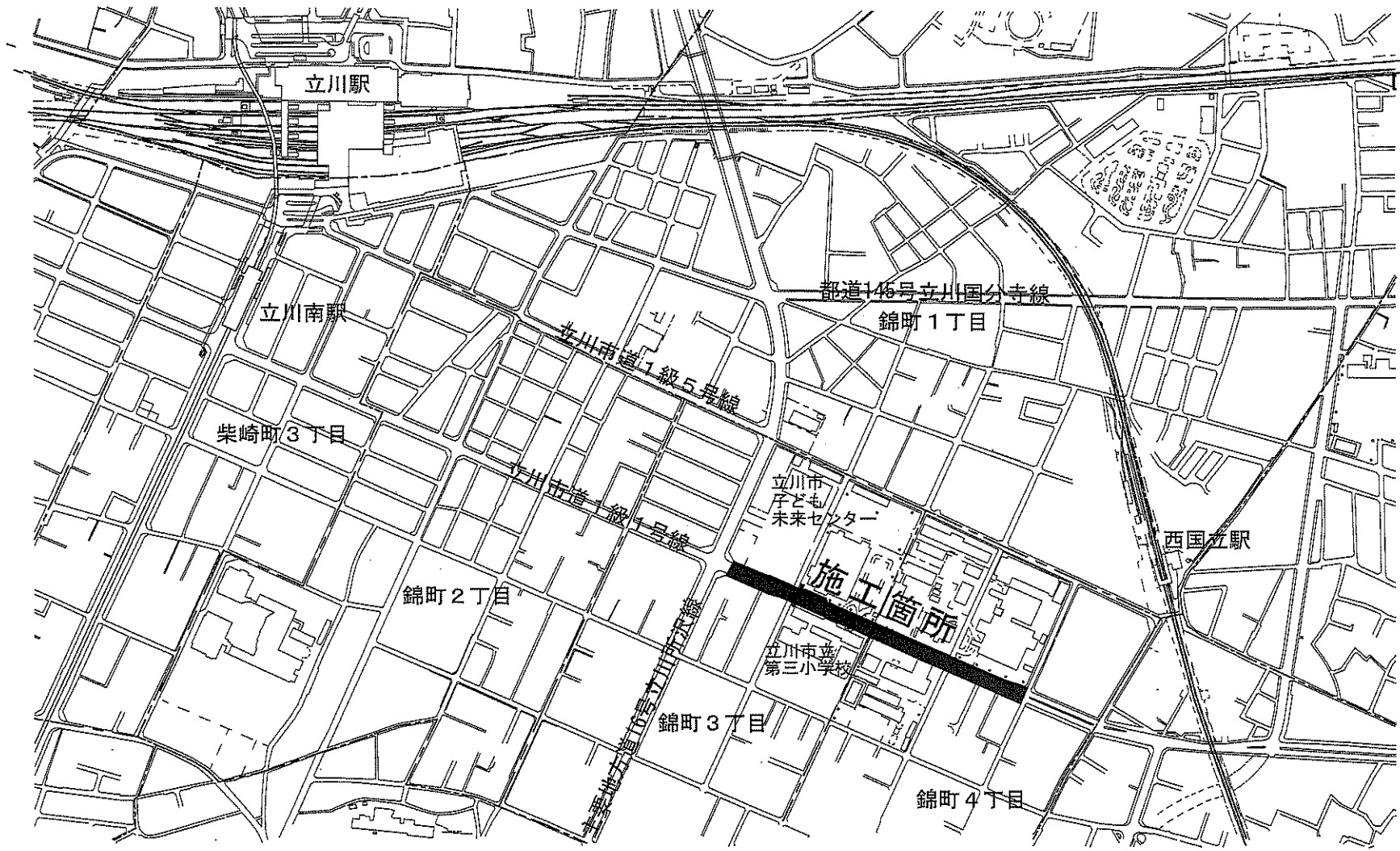
- 1 契約の方法 随意契約
- 2 契約の金額 267,792,800円

(参考)

立川市道1級1号線電線共同溝整備工事請負変更契約
変更対照表

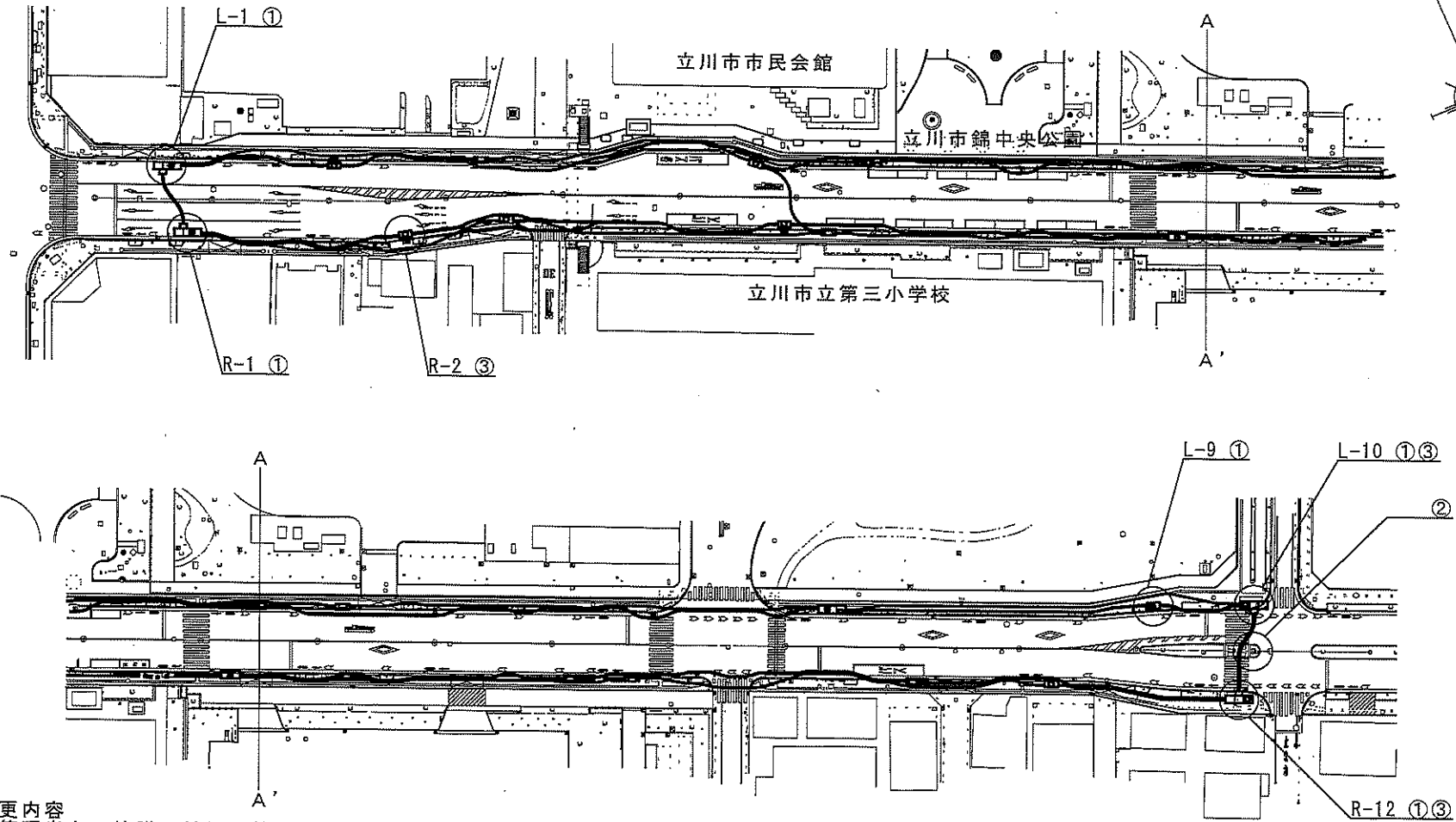
区 分	新 契 約	現 契 約
契約の名称	変更なし	立川市道1級1号線電線共同溝整備工事請負契約
契約の方法	随意契約	電子による条件付き一般競争入札
契約の金額	267,792,800円	261,800,000円
契約の相手方	変更なし	東京都青梅市長淵7丁目318番地 岩浪建設株式会社 代表取締役 岩 浪 岳 史
工 期 限	変更なし	令和7年3月5日
内 容	変更なし	(1) 土工 一式 (2) 電線共同溝工 ア 管路工(管路部) 一式 イ プレキャストボックス工(特殊部) 22組 (3) 付帯工 一式 (4) 仮設工 一式 (5) その他工事 一式

立川市道 1 級 1 号線電線共同溝整備工事



案内図

立川市道1級1号線電線共同溝整備工事



- 主な変更内容
 ① 交通管理業者との協議の結果、特殊部L-1, L-9, L-10, R-1, R-12を夜間施工へ変更し、これに伴う土工及び交通誘導警備員の配置も変更する。
 ② 交通管理業者との協議の結果、終点付近の中央分離帯を一時撤去し、仮舗装・復旧を行うため、中央分離帯撤去・仮舗装・復旧を新設し、これに伴う交通誘導警備員の配置も変更する。
 ③ 入溝企業者の要望により、引込管用ダクトスリーブ (ECVPφ100) を4つ追加する。
 ④ 工事請負契約第24条第6項に基づく契約金額の変更協議により、インフレライド額を追加する。

平面図

